

# 平成28年塩尻市議会6月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年6月17日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 監査委員の選任について

議案第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費  
中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務  
費、9款消防費、第2条債務負担行為補正

議案第12号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

請願6月第2号 「塩尻市東山地区管理型最終処分場計画」について建設許可をしないことを求める意見書提  
出について(請願)

陳情6月第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情

### ○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○説明のため出席した議員

請願紹介議員 金子 勝寿 君

---

### ○説明のため出席した参考人

○議会事務局職員

事務局長 青木 隆之 君 事務局次長 横山 文明 君

---

午前9時59分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。ただいまから6月議会の総務生活委員会を開会いたします。本日の委員は、委員全員出席しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しいところ、総務生活委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして御審査をいただき、原案どおりお認めいただければ大変幸いです。どうぞよろしくをお願いをいたします。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。本日の日程について、副委員長から説明をさせます。

○副委員長 本日の日程について申し上げますが、本日は午前中に議案審査を行いまして、午後1時から請願、陳情の審査を行います。また、本日は視察のほうは予定をしておりますのでよろしく願いいたします。なお、懇親会は午後5時45分から中信会館にて行いますので、よろしくをお願いをいたします。以上です。

○委員長 次に本年度初めての委員会ですので、4月に異動された職員の自己紹介をしていただきたいと思います。部長は過日全員協議会で紹介をいただきましたので、課長級以上の職員においてお願いをしたいと思います。なお、委員には職員の名簿を配付してありますので、係長につきましては名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、総務部からお願いを申し上げたいと思います。

〔職員自己紹介〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますように御協力をお願い申し上げます。また、発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけて発言をお願いしたいと思います。委員の皆さんは、マイクに近づいて質問をしていただくように心がけてください。説明者、答弁者はワイヤレスマイクを回していただきます。マイクスイッチを確認の上、発言をお願いしたいと思います。議事進行への御協力をお願いしたいと思います。

---

議案第1号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案関係資料で説明をさせていただきますので、議案関係資料をお願いいたします。議案関係資料1ページをお開きいただきまして、議案第1号塩尻市基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。スポーツ夢基金を新たに設置するというに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2の概要、これは設置目的をお示ししてございます。スポーツを通じて市民の夢と誇りを育むため、全国的又は国際的に活躍できる人材の育成及びスポーツの振興に要する費用の財源に充てることを目的として、新たにスポーツ夢基金を設けるというものでございまして、この条例公布の日から施行するものでございます。

おめくりをいただきまして、新旧対照表を次のページにお示しをしてございます。左側が改正案、別表に加えるというものでございます。アンダーラインの部分、重複いたしますけれども基金の名称はスポーツ夢基金。目的、用途につきましては、先ほど前のページで申し上げたとおりでございます。なお、この原資としまして、3月に市内の法人から匿名で1,000万円の御寄附をいただきました。それを原資としまして、今回補正予算で積み立てを計上しているものでございます。また、スポーツ大会への出場激励金制度の見直しを行いまして、青少年の激励金を充実いたしまして、今回それも補正予算に計上しているところでございます。その財源に充てさせていただいていくということでございます。非常に大変ありがたい御寄附でございます。目的、用途に沿って有効に活用させていただくことといたしまして設置をするものでございます。以上でございますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○**永井泰仁委員** このスポーツ夢基金のほうであります、国際的、全国的に活躍ということを目指すということですが、基本的には対象とする範囲は、塩尻市内に住む小中高ということですか、一般まで全部を含めてという考え方でしょうか。

○**財政課長** 今回ですね、この夢基金を活用しまして激励金制度を充実させるということにつきましては、対象をですね、青少年、小中高、大学生までを対象に激励金の額を充実、拡充をしたという見直しをしたものでございます。

○**永井泰仁委員** これが本議会でまた通ればですね、小中高、大まで、これの周知徹底はどんなふうにするのか、PRなど。

○**財政課長** この基金を活用させていただく激励金でございますので、今、市のホームページでもですね市長表敬訪問の写真を掲載して、この夢基金を設置する予定で活用させていただいて、スポーツに取り組む青少年を応援しますと、そういうことをPRさせていただいております。そういった機会を通して、スポーツに取り組む青少年を応援するというをPRしていきたいというふうに思っております。

○**永田公由委員** 関連ですけど、一般は今までどおりということでいいわけですね。

○**財政課長** はい、一般の方につきましては現行どおりの激励金を支給させていただきたいということでございます。

○**永田公由委員** そうすると、この基金からは出さないということだね。

○**財政課長** この基金を活用したものは、新しく拡充した部分に活用させていただきまして、その他の大人、社会人とかの激励金につきましては、一般財源で対応させていただくという予定であります。

○**永田公由委員** この激励金の、幾らっていうか、例えば国体なら幾らとか、全国なら幾らとか、世界なら幾らとあって、そういう規定というのはつくってあります。

○**財政課長** 今回、要綱、制度自体見直しまして、例えば全国大会に出場します。これまでの制度でしたら、個人を対象とするのは、中学生以下は2,000円の図書カードでございました。高校生以上、大人までにつきましては5,000円の激励金でございます。団体については、市内の高等学校を対象に2万円を激励金支給してましたけれども、見直しによりまして、全国大会につきましては青少年に限って、個人にあつては3万円、それから団体につきましては、小中学生の団体につきましては3万円、高校、大学につきましては5万円を団体に支給をするということございまして、その同じ年度に2回目に出場する場合には、それぞれ1万円という激励金に見直しをさせていただいております。それからオリンピック以外の国際大会につきましては、これは従来1万円でございますけれども、青少年に限って増額をしまして10万円。それからオリンピック、パラリンピックにつきましては、従来5万円でございますけれども、青少年に限って増額をしまして30万円とするという要綱を制定したところでございます。なお、オリンピック、パラリンピックにつきましては、塩尻出身で市内に現在住んでいなくても、当時市内に住んでいたときの親族が引き続き市内に住んでいるときは、その出身者にも激励金を交付するという取り扱いにしております。以上でございます。

○**委員長** ほかにどうですか。

○**柴田博委員** 1,000万円の寄附を原資にして基金をつくるということですが、少しずつでも激励金を出していけば減っていくわけですが、大体どれくらいの金額をこの基金に保有していればいいのかと考えているかということと、あと今後についての基金の積み増しというか、その辺についてはどのようにするように考えていらっしゃるか。

○**財政課長** 例年全国大会等に出場する方の件数を見込みますと、今回も補正予算で226万円ほど計上してございます。そうしますと4年で1,000万円という原資についてはなくなるわけですが、せっかくの始めた制度でございますので、こういった青少年のスポーツを応援していただく方を募っていくような取り組み、そういう市民運動のようなものを広げていくようなですね、そういう取り組みも必要だろうというふうに思っておりますし、基金を募っていくような取り組みをしていきたいと思っておりますし、その具体的な取り組みとしまして顕彰制度と言いますか、例えば新体育館のところに御寄附をいただいた方の御芳名を刻んだプレートを設置をしまして、未永く顕彰していくといったこともやり方としてはあるのではないかなというふうに思っておりますので、先ほど質問にありましたどのくらいかというのは、1,000万円くらいを随時維持していけば、1,000万円、2,000万円くらいをですね、維持していけば、ある程度継続的な取り組みはできるだろうというふうには思いますけれども、いずれにしても青少年のスポーツを応援していただける方を広く募っていく取り組みは、市民運動としてもぜひとも期待をしていきたいというふうに思っております。

○**柴田博委員** そうすると基金の財源としては寄附を充てるということで、一般財源からこの基金に積み増ししたりすることはしないということでもいいわけですか。

○**財政課長** そんなような市民運動としてですね、広がっていけば、これは一般財源の持ち出しはしなくて、市民が応援していただけるという制度で継続できるわけでございますけれども、不足してきたような場合にはですね、これはその時点でまた御相談させていただいて、一般財源を使うことも青少年を応援するためには必要な場合もあるかというふうに思っております。

○**柴田博委員** もう1点、激励金の出し方ですけど、これは激励金を受け取る方からの申請か何かを受け付ける

のか、それとも市のほうでそういうことを調査しておいて申請がなくても出すのか、その辺については、どういうふうか。

○**財政課長** 取り扱いとしては申請をしていただいた方に支給をしていくということでございます。

○**委員長** ほかにどうでしょうか。

○**副委員長** 改正された要綱があるなら、お配りいただければありがたいと思いますけど、いかがですか。

○**財政課長** 要綱が今、手元に用意してありませんけれども、要綱を新旧対照で整理をした資料がございます。それをお配りしてよろしいでしょうか。

○**委員長** 特に今説明以外の部分でありましたら、お願いします。

○**財政課長** 今、概要を説明したとおりでございます。詳細については、これをごらんいただければ御理解いただけるかと思えます。取り扱いの中で、例えば一番下のオリンピック、パラリンピック競技、その他これらに準ずる大会とありますけれども、この取り扱いにつきましては、オリンピック、パラリンピック以外にもデフリンピックですとか、スペシャルオリンピックス、こういったものも国際大会のオリンピックに準ずるものとして支給していく、そういう取り扱いとしてございます。あとはごらんいただくとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第1号塩尻市基金条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第1号塩尻市基金条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第15号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第15号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、追加の議案関係資料の1ページで御説明をしたいと思いますので、お願いをいたします。議案第15号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、平成28年3月1日に市職員が起こしました交通事故により、市民への不信感を抱かせたことに関しまして、指揮監督者の責任に対する処分を行うため、市長及び副市長に支給する給料の月額を減額することに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。なお、当該職員でございますが、6月8日刑の確定をもちまして、地方公務員法第28条第4項の規定によりまして失職、また、塩尻市職員の退職手

当に関する条例第12条第1項の規定によりまして、退職手当の全部を不支給とする処分をしてございます。また、他の職員の関係でございますが、管理監督者の指導上の措置といたしまして、4名の部長、また課長に対しまして訓告をしてございます。

次に概要でございます。平成28年7月に市長及び副市長に支給する給料につきまして、現行の給料の月額100分の10を減額いたしまして、市長におきましては65万8,080円、副市長におきましては61万2,360円を支給するというものでございます。

次、新旧対照表でございますが、次の2ページをごらんをいただきたいと思っております。今回の給与減額の措置につきましては、この7月に限定するものでございまして本則ではございません。この附則で規定するものでございます。改正案のほうに附則のものがございますが、第29項としてそのように、28年7月に市長及び副市長に支給する給料は、附則第27項、この附則第27項というものは、現行の給料額を規定するものでございます。この規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とすると、このように規定したものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○永井泰仁委員 この減額率の100分の10というのはですね、どこから基準の判断を出してきて、この100分の10というふうに決めたか説明してください。

○人事課長 同じような事例が実はございまして、直近の実は平成24年7月に下水道料の賦課徴収の漏れの事例がございました。そこが100分の10という規定がございまして、この規定を準用と言いますか用いまして、100分の10の減額ということを考えてところでございます。以上です。

○永井泰仁委員 この種のは、私の知る限りでも、特に100分の何々にしなさいとあって、そういう定めがないものですから、またいろんな機会にですね、他市の関係もいろんなときにどのくらいの減額率でやっているか、今後の中でまた調べておいていただいて、直近ではそういう形だということでは理解はしますけれども、データの的には、また調べておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第7号 監査委員の選任について

○委員長 議案第7号監査委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、議案関係資料の16、17ページを用いまして説明をさせていただきますので、お願いいたします。議案第7号監査委員の選任でございますが、この監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

概要でございますが、監査委員につきましては、地方自治法、また塩尻市監査委員条例の規定によりまして委員を3人としております。この委員3人のうち識見を有する者のうちから選任いたしました高砂礼次委員が、この28年7月17日に任期満了となることに伴いまして、再び高砂礼次氏を適任者と認めまして選任をしようとするものでございます。なお、高砂氏以外の委員でございますが、林三代治委員、そして牧野直樹議員でございます。この監査委員の職務でございますが、地方公共団体の財務に関する事務の執行等の監査をしているものでございます。また、報酬でございますが、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の規定によりまして、高砂委員の場合でございますが、月額9万6,000円ということでございます。また、任期につきましては、地方自治法第196条の規定によりまして4年でございます。

次に略歴書でございますが、17ページの別記でございますが、広丘高出にお住まいで66歳、現在塩尻市代表監査委員をお務めでございます。私からは以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第7号監査委員の選任につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第7号監査委員の選任につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○**委員長** 議案第8号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、18、19ページの議案関係資料で説明をさせていただきます。議案第8号固定資産評価審査委員会委員の選任でございますが、これは地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いをするものでございます。

概要でございますが、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法、また塩尻市税条例、この規定によりまして3人となっております。この3人の委員のうち小倉康男委員が、この平成28年7月14日に任期満了となることに伴いまして、再び小倉氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。なお、小倉氏以外の委員でございますが、田口美智恵委員、そして市川正男委員でございます。この委員会の職務でございますが、固定資産台帳に登録されました価格に対する不服に審査決定等の事務を行っております。報酬でございますが、これも特別職の職員等の給与に関する条例の規定によりまして、日額9,500円となっております。また

任期でございますが、地方税法の規定によりまして3年ということになっております。

略歴書の関係でございますが、19ページの別記でございますが、大門八番町にお住まいの66歳、現在塩尻市固定資産評価審査委員会の委員長をお務めでございます。

なお、この固定資産評価審査委員会に申し出あるいは、異議申し立て、これがあつた件数でございますが、平成9年から15件ということでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。次に進みます。

---

**議案第11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2総務費、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、9款消防費、第2条債務負担行為補正**

○委員長 議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、別冊になります。議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)をお願いいたします。まず、歳出から御説明いたしますので、12、13ページをお開きいただきたいと思います。歳出2款1項5目財産管理費、説明欄の財産管理事務諸経費89万9,000円でございます。これにつきましては、市の普通財産となりました旧ならい荘の土地、建物につきまして後利用が決まりますまでの間、最低限必要な維持管理経費を補正するものでございます。まず電力使用料につきましては、これは冬の凍結防止のための5カ月分の基本料金35万1,000円でございます。それから清掃、あるいは換気につきましてシルバーへの委託料7万円。それから市有地管理委託料につきましては、これは草刈り業務、あるいは庭木の剪定業務の委託で11万2,000円。それから廃棄物処理業務委託料につきましては、前回現状での引き渡しをしたという経過もございまして、廃棄が必要なものが大量にございます。廃棄作業は、これは職員が行う、対応することとしまして、コンテナ2台分の運搬処分費を計上するものでございます。次の害虫駆除委託料につきましては、秋になりますと大量のカメムシが侵入をいたします。その侵入防止の目張り、それから駆除業務を委託するものでございます。

次の基金積立金につきましては、スポーツの振興を目的としまして、先ほど申しました市内企業からの寄附金を原資としまして、スポーツ夢基金に積み立てる元金1,000万円と利子1,000円を計上するというもの



でございます。財産管理費については、以上でございます。

○**地域振興課長** 続きまして、8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄の白丸、コミュニティ活動支援事業930万円の増額をお願いしたいものでございます。黒ボツ、コミュニティ助成事業補助金でございますけれども、こちらは宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。4月の下旬に採択の通知がございましたので、本年度は5件が採択ということで補正をお願いするものでございます。内訳を申し上げます。まずコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備が該当いたします一般コミュニティ助成事業といたしまして3件採択となっております。宗賀の洗馬区は、お祭り等で使用いたします和太鼓及び獅子頭等を整備する事業費といたしまして250万円。それから君石区は除雪機2台と、それを入れる物置を整備するというもので170万円。それから峰原区は、祭りの衣装及び和太鼓の整備をする事業ということで110万円が、それぞれ採択されたものでございます。次に自主防災組織の育成に対します事業といたしまして、自主防災組織育成助成事業といたしまして2件が採択されておまして、北熊井区、それから金井区がそれぞれ公民館の敷地内に防災倉庫を整備いたしましたして、防災の資材ですとか、機材を整備するというもので、補助金額はそれぞれ上限の200万円でございます。なお、市から支出いたしますこの930万円の補助金につきましては、全額宝くじの収益金から補填されるということになっておまして、同額を歳入のほうに予算計上しているものでございます。コミュニティ活動支援事業については以上でございます。

○**市民課長** それでは、同じページが一番下になりますけれども、3款1項8目の国民健康保険総務費62万円の増額、それから次のページになりますけれども、9目の後期高齢者医療運営費28万9,000円、それぞれ特別会計への繰出金の増額でございます。これにつきましては、マイナンバー制度に伴いまして、平成29年から情報連携が始まる予定でございますけれども、その情報連携に向けまして市民課の関係では、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、それから国民年金システムの改修を予定をしております。国保と後期高齢につきましては、特別会計のほうでシステム改修等、また後ほど説明しますけれども、この改修費用が国庫補助の対象となりまして、厚生労働省から補助金の通知がありましたので、今回補正をお願いするものでございます。特別会計の繰出金につきましては、システム改修経費と国庫補助金との差額を一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

それでは、14、15ページの中ほどより下にあります4目1項の国民年金事務費については、ただいま説明いたしましたマイナンバー制度に伴います情報連携に向けたシステム改修経費として54万円を増額するものでございます。私からは以上です。

○**消防防災課長** 続きまして、18、19ページをお願いいたします。9款消防費1項3目の消防施設費、白丸消防施設整備費239万3,000円の増額をお願いするものです。最初の黒ボツ、貯水槽用地取得費40万4,000円につきましては、下西条区の西側のJR銭宮踏切を渡って近くのところにあります防火水槽用地132平米を平米当たり3,056円で地権者から購入する費用であります。通常防火貯水槽の設置につきましては、地元からの要望に基づき地元で用地を選定していただき、その後市が設置し、用地代は発生することはありません。今回の件につきましては、以前から市内4つの部署にまたがる問題がありまして、今まで問題解決に至らなかったわけでありまして、今回地権者よりこの単価で了解が得られましたので、用地取得費としまして補正をお願いするものであります。現在は事前に調査、立ち会いを行い、トラブルのないよう実施しておりますの

で、今後はこのようなことはないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の黒ボツ、消火栓新設改良負担金198万9,000円の増額につきましては、塩尻町の国道153号線歩道橋脇にあります消火栓が、老朽化に伴い機能しないため更新する工事負担金でありまして、消火活動に支障が出ないようにするため補正をするものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○**財政課長** それでは、歳入にまいりますので、恐れ入ります8、9ページをお願いいたします。8、9ページ、歳入でございます。14款国庫支出金、この説明欄をごらんいただきますと全て社会保障・税番号制度の関係でございます。これまでシステム改修をしましてまいりましたけれども、本年度は先ほど説明がありましたとおり、実際に情報連携ができるかどうかという総合運用テストを行います。それに係る国の補助金でございます。今回は厚生労働省の所管業務を補正することにしてございます。このうち5節国民年金事務費補助金、これだけが国が全額負担をいたします補助率10分の10でございます。それ以外の4件につきましては、3分の2を国が補助をいたしまして、残り3分の1が地方負担。地方負担分につきましては、普通交付税と特別交付税で全部措置させるということになっているものでございます。

1つ飛びまして18款繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に係ります財源不足額を繰り入れるものでございますし、スポーツ夢基金繰入金、これにつきましては、全国大会、国際大会に出場いたします、先ほど申しました青少年への激励金に充当するものでございます。

それから、19款繰越金につきましては、そのスポーツの振興を目的としまして、3月に1,000万円の御寄附をいただきました。これは、27年度の剰余金、繰越金として処理されますので、スポーツ夢基金の原資としまして、前年度繰越金を歳入に計上するものでございます。

それから、おめくりをいただきまして、10、11ページの20款諸収入のコミュニティ事業助成金につきましては、先ほど説明のありました宝くじの収益金による助成金でございます。その下、地域電力供給事業推進協議会精算金、これにつきましては、農林水産省の採択を受けまして、木質バイオマスによります発電による電力。市内で発電した電力を市内で消費をすると。地産地消の仕組みを検討していくというものでございまして、この事業の実施に当たりまして、市が協議会に負担金を支出をいたします。事業完了後に国からの補助金を受けました協議会からの精算金を収入するというものでございまして、市の負担金歳出と同額を歳入に計上するものでございます。以上が歳入でございます。

次、4ページにちょっとお戻りをいただきまして、第2表債務負担行為補正でございます。これは塩尻市土地開発公社に対します債務保証の限度額を定めるというものでございまして、例年当初予算に計上しておりましたけれども、昨年度市から2億1,000万円を長期貸し付けにいたしましたし、大きな負担金、県営住宅の土地の関係が確定していませんでしたので、必要な時期に補正をするということとしたものでございます。今回のこの大きなものにつきましては、県が募集停止をしておりました原新田の県営住宅でございます。広丘団地を本年度解体して売却する予定とされたところでございます。売却となった場合にですね、土地開発公社が取得できる、そういう状況を確保するために、今回債務保証を設定するというものが主なものでございまして、約2億1,000万円余を見込んでいる土地でございます。その他保有しております土地の残高を見込みまして、4億3,600万円の限度額を定めるというものでございます。以上が補正の予算の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○柴田博委員 19ページの一番上の消火栓の関係ですけども、これについては、当初予算でも予算はついてたと思いますが、当初予算ではもう足りなくなったということなのか、後からまた不具合、老朽化というのが改めて発見されて、当初予算にはないけど改良したのか。その辺についてもちょっと説明をお願いします。

○消防防災課長 ことしについております当初予算につきましては、既にやることが決まっております、今回の件につきましては、3月の点検のときにわかったものでございまして、補正をお願いしたものでございます。

○柴田博委員 それと最後に説明のあった県営住宅の土地の取得の件ですけども、これは取得した後の利用方法とかというのは、もう決まってるわけですか。

○財政課長 ここにつきまして土地開発公社で取得をしまして、住宅地として分譲をしていきたいということでございます。

○柴田博委員 片丘の渋沢で市営住宅解体した後やりましたけど、そんなような形でやるということですか。

○財政課長 渋沢の場合、住宅メーカーのほうに売却をしてという手法をとりました。今回のところはですね、ちょっと参考までに、たまたまですね、先ほどごらんいただきました議案関係資料の29ページのところに図面がございます。29ページのところの原新田交差点の西側のところに県営住宅広丘団地、これ一団の土地がございます。今回、この市道認定もするわけですけども、周辺の市道、道路の状況からして接道が確保されていないとか、そういった課題もございます。そういった課題も解消しながら周辺道路との整合も図りながら市道のつけかえ、あるいは開発道路を整備しまして区画割りをしていくと、こういう必要がございまして、地元原新田区にとって重要な生活道路の整合を図るといってもございますので、土地開発公社の事業として区画割りをして分譲していきたいということでございます。ちょっと手法は渋沢の場合とは違うということでございます。

○柴田博委員 もう1点、細かい話ですけども、14ページの後期高齢者医療運営費というところですけども、付託案件表にはこの9目というのが入っていないんですけど、これは漏れということでしょうか。

○議会事務局次長 済みません、漏れでございますので、お願いします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 13ページの財産管理の関係でならい荘の件ですけども、これ、今からもう冬期の5カ月分の電力使用料も補正していくということは、このならい荘、今、多分売却の方向で公募していると思うんだけど、どのくらいの期間かけるわけですか。

○財政課長 これにつきましては、おっしゃるとおり土地、建物を持つてだけでもコストがかかってまいります。したがって、できるだけ早期にこれ売却をしていきたいと、公募をしていきたいというふうに考えているところでございます。これについては、冬もまたまたこういった電気料金とかですね、大変コストがかかりますので、今、何件か、この土地、建物について関心をお持ちの方もいらっしゃいますので、早い段階に公募をして公平に売却をしていきたいというふうに考えてございます。

○永田公由委員 その場合はもう、いわゆる市のほうの売却希望単価というものは出すんだね、きちんと。

○財政課長 はい、そのとおりでございます。前回ですね、1,500万円という最低価格、ここに不動産鑑定をして出しておりますけれども、当時とちょっとまた状況変わってきております。国交省で出しています土地価格比準表というのがちょっと変わっております、あそこの土地が土砂災害特別警戒区域に一部かかっていると

というような条件もございますので、再度不動産鑑定を行って最低価格は決定していきたいということでございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 13ページのコミュニティ活動支援事業で、先ほど君石が170万円という説明でありましたけれど、これは除雪機を格納する格納庫のみの単価なのか、除雪機にかかわる補助も入っているのか、その辺はどうでしょうか。

○地域振興課長 除雪機2台、これが1台が55万円ということで110万円になります。それから、あとイナバ物置ということで36万円ということで、あとはガソリンの携行缶ですとか、雨どい等の付属施設的なものが入っての金額でございます。以上です。

○永井泰仁委員 補助金がついてくることは結構なんですが、この除雪機のほうね、市単で何だったっけ、10万円だけ補助する制度がね、建設サイドであったような気がするんですが、その辺との兼ね合いは、こういうぐあいにセットでコミュニティということでやったほうが、うんと率がよくなるような気がするんですが、そこらの整合性というのはどんなふうに考えていますか。

○地域振興課長 このコミュニティにつきましては、今回本会議のほうでも御質問をいただきましたけれども、特に各地区、集落ですとね、ごとに除雪機を購入するというものではなくて、この君石区につきましては、団地内の高齢化が大分進んでですね、大雪が降った際等に非常に生活に支障が出てくるということで、このコミュニティ助成金の申請をされました。確かに、こちらは100%金額、一般であれば200万円という上限までは使えるものですから率は大変いいわけですが、なかなかこれも宝くじというだけあって当たるか当たらないかということがございまして、これを当てにしてやっても、なかなかいつできるかわからないこともございますので、そこら辺もあわせて考えていただければと思います。以上です。

○永井泰仁委員 当たった場合には大もうけだし、外れたりしたときは損だけでも、建設サイドでは除雪機1台10万円くらいの補助ってということで、今回は、これが団地ということでね、高齢化だけど、高齢化は団地つきりじゃなくて、みんな市民も大体同じペースなんだけど、その辺がですね、今後の中で団地のような名義を使ってやってみるとか、こういうぐあいになるということで当たりや結構な話ですが、その辺のところのまた申請方法とかね、仕方は建設サイドとよく調整をしておいてもらって、今回のようにラッキーになりや、非常に得をしたケースと言うかね、なるものですから、その辺とのバランスも今後の中で少し考えておいてもらいたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにはどうですか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第12号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○委員長 議案第12号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、別冊の議案第12号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。今回の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ162万円を増額するものでございます。

それでは、特別会計歳入から説明をいたしますので、7、8ページをお願いいたします。歳入の3款2項2目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金100万円でございますけれども、先ほど御説明をしました情報連携に伴うシステム改修、これにつきまして国の補助上限額が150万円となっております、その3分の2が国から補助されるものでございます。

9款1項1目の一般会計繰入金につきましては、システム改修費と国庫補助金との差額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出でございますが、次の9、10ページをお願いいたします。1款2項1目の賦課徴収費ということで、マイナンバー制度に伴う情報連携に向けたシステム改修として、162万円の増額をお願いをするものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○柴田博委員 マイナンバーカードの関係ですけれども、カードの申請状況や発行状況等、今の時点でのことがわかればお願いします。

○市民課長 済みません、5月末の状況ではございますけれども、カードを申請なさった件数が4,410件で、市民に占める割合といたしますと6%強くらいでございます。それから、そのうち既に窓口で交付ができた分が1,777件ということで、申請に対する割合でいきますと40%という状況でございます。以上です。

○柴田博委員 その申請と交付の差についてはどういうこと。

○市民課長 申請をして最短で2週間ほどで市のほうにカードが来るわけなんですけれども、やはり制度が始まった11月以降申請された方が結構多くてですね、今やっと1月に申請された方に窓口で交付を行っているというような状況でございます。ですので、順次予約をいただきながら交付を行っておりますけれども、先週国のほうでもですね、各自治体の窓口での交付が遅れているということで、カードの交付を促進するマニュアルというのを作成しまして、遅くとも11月ころまでには、現在の申請者については交付を終わらせるようにということで、全国的にはそのような状況ということでございます。以上です。

○柴田博委員 もう1点、始まる前の説明では、カードを発行するのに1件30分ぐらいかかるんじゃないかということで予定してたと思うんですけど、その辺の現状と、それからほかの自治体なんかで随分カード発行に際してトラブルが起きてたというようなことが報道されていたんですけども、そのようなことが塩尻市の場合にはあったか、なかったか、その辺についてお願いします。

○市民課長 30分ということで当初国の説明もありましたし、当市のほうも予定をしておりましたが、実際は15分から20分くらいで済んでいるというところがございます。その中で、一応今予約の枠は30分ととってございますけれどもやはり申請の段階で、御夫婦で申請なさってるのかですね、お子さんも申請なさってるというような方もいらっしゃるしまして、そういう方につきましては30分の一枠の中でですね、御夫婦お二人分を交付したりとかというようなことで対応しているという状況でございます。

それから交付のトラブルの関係ですけれども、これは主にJ-LISという地方公共団体情報システム機構というところのものとほうのシステムにトラブルがありまして、1日のうちに何度か通信が途絶えてしまうというようなことがありました。全国的にもそれで交付ができないというようなマスコミ報道もありまして、塩尻市の場合も2回ほどそういうことがございました。それにつきましては、申請者の方の御同意をいただく中で、職員のほうで暗証番号等を設定する中で、後日個人が受けとれるような書留等の方法で郵送したというような状況でございます。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第14号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第14号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第14号の後期高齢者医療事業特別会計の御説明をいたします。今回の補正予算は75万6,000円を歳入歳出それぞれ増額するものがございます。

それでは、こちらも歳入から説明いたしますので7、8ページをお願いいたします。歳入の3款1項1目の事業費繰入金28万9,000円の増額でございますけれども、これは一般会計からの繰り入れでございます。

それから6款1項1目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金46万7,000円でございますけれども、こちらにつきましては、国の後期高齢分の事業額の上限額が70万円ということで、その3分の2が国から補助されるというものでございます。

次に歳出でございます。次のページ、9、10ページをお願いいたします。1款2項1目の徴収費75万6,000円ということで、マイナンバー制度の情報連携に向けたシステム改修経費でございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

それでは、これで午前の審議を終了いたします。午後1時から請願1件、陳情1件の審議を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時01分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、午前に引き続きまして、委員会を再開をいたします。

なお、本日は傍聴希望の方が10人を超えておりますので、委員会傍聴規則第3条に基づき一般席の傍聴人の定員を変更し、希望の方全員について入室を許可しております。

---

**請願6月第2号 「塩尻市東山地区管理型最終処分場計画」について建設許可をしないことを求める意見書提出  
について（請願）**

○委員長 請願6月第2号「塩尻市東山地区管理型最終処分場計画」について建設許可をしないことを求める意見書提出についてを審査をしたいと思います。なお、この請願の審査に当たりまして、私は請願者の1人でもありますので委員長を副委員長に交替したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それじゃ、お願いします。

○副委員長 それでは、ただいま説明をいただきました理由によりまして副委員長の平間でございますが、委員長にかわり審査を進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 それでは、請願者から補足説明をしていただきたいと思います。説明者におかれましては簡潔な説明をお願いをしたいと思います。

それでは、塩尻東地区環境対策委員会委員長武居和雄様、説明をお願いいたします。

○請願紹介議員 紹介議員の金子でございますが、事前にちょっときょう資料のほうを配付を願いたい、お願いいたします。

○副委員長 資料の配付をお願いいたします。

○請願紹介議員 それでは、ちょっと資料の説明を先にさせていただきます。まずお手元の一番上にこの処分場に関する概要、それから、その次に本日の請願の、これは既にお手元にありますか、あと意見書の案、それからさらにめくっていただきまして、3枚目に塩尻東地区と北小野地区の反対決議の概要、それからさらに現在ございます安定型処分場の水質、塩尻市が実施した水質調査の結果でございます。それから最後にB4版でございますが、これはいわゆる処分場を差しとめた東京高裁の裁判で、こちらは水源等の近くに処分場等を設置することについて危険であるといった理由で差しとめの判決が出た判例でございます。こちらの資料は参考ということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、請願者の武居和雄氏より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○請願説明者 今議会に私ども塩尻東地区環境対策委員会ということで、請願をさせていただきました。地域としての思いをですね、きょう説明をさせていただきながら、どうかこの請願について御採択をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、請願の関係につきまして、御説明をさせていただきます。この計画の概要につきましては、既に全員協議会等々で御説明をさせていただいておりますので、計画の内容については省略させていただきます。それで、この事業の若干経過でございますけれども、私ども平成17年に、当初この計画が地域に示されました。その後18年の3月に塩尻東地区環境対策委員会として反対を決議をし、同意をできない旨を業者に回答をしたわけでございます。その後21年に県の廃棄物処理条例が変わりまして、いわゆる計画協議という制度になりました。そんなことで、当会社に、事業所におきましては、再度この計画を地域に説明をし、21年の8月、9月に概要計画の説明会が地元を示されたわけでございます。その後、会社がいわゆる民事再生法等々の申請をいたしまして、一時、事実上の休止状態に陥ったということでございます。そんなことで、その後、いわゆる信州タケエイとしてですね、今回再度昨年8月に、この計画が地元で説明をされたということでございます。その後、私どもは鋭意講演会、あるいは勉強会等々を重ねて今日に来てるわけでございますけれども、残念なことに会社についてはですね、私ども当委員会再三の資料請求等を行ってわけでございますけれども、一部の資料が提出されたとはいえ十分なものではないと。それから同時に、現在安定型最終処分場が、あそこの下部にございまして、この施設についてもですね、地元として専門家の同行も含めた立ち入りを求めているわけでございますけれども、会社は拒否をしているということです。細部につきましては、また次のページで御説明いたしますけれども、そのような状況の中でですね、私どもは塩尻東地区13区の区の総会で反対を決議し、なお、北小野地区としては、振興会等が中心となって反対決議をしているということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますけれども、反対理由としましては、1から4つまで掲載をさせていただいております。いわゆる計画地の立地条件が、私どもとしては、いわゆる不適地であるという考え方でございます。その理由としましては、諏訪湖の汚泥、あるいは塩嶺トンネルの残土等々ですね、地盤が弱く、いわゆる地震等々においても土砂の崩落等の恐れがあるということで、しかも、あの場所は塩尻市指定の土砂警戒特別区域に周辺が指定をされているという状況です。それから2点目としましては、建設地はいわゆる中央構造線、あるいは糸静線の断層に接近をしております、非常に周辺が断層に囲まれているという状況でございます。それから、3番目としては、あそこの場所がいわゆる水道水源の1割を担っている上西条浄水場、あるいは北小野



の三才山沢、あるいは勝弦の深井戸等々を水源としている勝弦水盆という、いわゆる飲料水の原水となる部分ですね、真下に位置をしているということで、これがもし仮に設置をされるということになると、非常に飲料水等についても不安、危惧をしているわけでございます。それから、4番目としましては、私ども安定型処分場、あるいはこの事業計画等で対会社と資料請求、あるいは立ち入り等々をやっているわけでございますけれども、その中の再三のいわゆる資料請求においても、向こうは応じてはいないということでございます。そんなことで、私どもとしてはですね、今回、この請願を重く受けとめていただきまして、ぜひ請願を採択いただくとともに、長野県及び長野県議会へ意見書をぜひ提出していただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

それですね、ちょっとまず聞き慣れない言葉の勝弦水盆という言葉が出てきましたので、ちょっと勝弦水盆について御説明をしたいと思います。模型を持ってきましたので、ちょっとそれじゃ。

○**請願紹介議員** ちょっと委員の人、少し前へ出ていただいて、ちょっと見ていただいて。

○**請願説明者** ちょっと深いところです、どうぞ。この模型は現在ここがですね、この計画地でございます。みどり湖がここで、高ボッチがここです。1,650メートルということで、ここの海拔は大体800メートル余だと思えます。したがって、表面上の地形から言っても、ここからいわゆる水は下流に当然流れますので、いわゆる伏流水等々、自然流水についてはみどり湖のほうに田川を通じて入っていくということでございます。これが勝弦水盆ということでございます。先ほど、ここの海拔が約800メートルくらいでございまして、塩嶺トンネルが700メートルです。この勝弦水盆の大きさは諏訪湖の約1.5倍というふうに言われております。私どもも当初、じゃあ水がブカブカ浮いているのかと思いましたが、そうでなくて、いわゆるれき層、いわゆる岩石の中に多くの水が含まれているというふうに考えていただければいいかと思えます。一番下はですね、マイナスの海拔の250メートルが一番下で、ここはそれ以下には水が行かないというふうに言われております。したがって、この塩嶺トンネルの関係は、既に皆さんも御承知かと思うんですけども、非常にいわゆる異常出水と言いますか、両サイドの伏流水なり、水がどうもここに集中するというふうなようです。ですから、このトンネルの関係については、非常に何て言いますか、地下水を出しているだけでなくですね、その地下水が水源に向かっていくことによって、周りの水を吸収しているような形になっているというふうに言われております。そんなことで、非常に大きなここに水がめがあるということでございます。以上ですが、ありがとうございました。

いずれにしても、この請願の趣旨はですね、私どもとしては、塩尻東地区、あるいは北小野地区で区総会等、あるいは地区で反対決議をした積み上げの中で、今回提出をさせていただいております。私たちの地域づくりや子供たちにですね、やはり将来豊かな自然環境、あるいは生活環境をぜひ引き継いでいきたいというふうな思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、引き続き概要の関係で若干説明をしたいと思います。既に御承知のことも多いものですから、あまり細かくは言いませんけれども、経過の中では、今、少し触れさせていただきました。計画については、現在ある安定型処分場、つまりいわゆる東山の高ボッチの入口の反対側の土地、国道から下のほうに向かって管理型、その下に現在の安定型があるということでございます。今回、今までの安定型の処分場と違うのは、産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物もそこに埋めたいということで申請が上がっているわけでございます。したがって、一般廃棄物と産業廃棄物を目的とした埋立地だということでございます。

それから、裏面のほうですけども、4番の課題、問題点についてでございますけれども、先ほど立地不適格な理

由を挙げさせていただきましたが、あのところに若干まだ記載されていないこととしてはですね、当時、この計画地のところに国道から下に川が流れておりまして、安定型のところに池がありました。ということで、非常にあその場所は伏流水等々がある場所であると、そんなふうに思っております。それから、私どもの反対理由、いわゆる一番不安、疑問に思っている点について、この課題、問題点で1から5番まで挙げさせていただきました。それ以外に私どもとして非常に心配しているのは、この計画が民間業者によって計画されているということが1点でございます。それはですね、実はこの廃棄物処理の形は、例えば金井地区の堤平というところに中間施設がありますけれども、いわゆるその会社が倒産をし、それからいわゆるごみそのままになっているということで、非常に民間業者の場合に経営が、いわゆる何て言いますか、利益本位の形での運営がされるのではないかと、いうことを非常に心配していると。会社はまた放射性廃棄物の関係をですね、当然全国から一般廃棄物、産業廃棄物が来ますので、法的に8,000ベクレルという数字が埋め立て可能ですけれども、その部分も合法の部分として会社は当初の100ベクレルまでということによって言えますけれども、当然法律でいいものですね、果たして会社が守っていただけるのかどうか、そういう条件を会社が出している内容で運営されるのかどうかということが非常に危惧をしております。そんなことで、ほかにもまだいろいろありますけれども、例えば、この施設が安定型、管理型とできた場合に36万余の立米の施設、一大いわゆる埋め立て地帯になるということで、今後も際限なくこの施設の建設が行われる可能性があるのではないかと、いうことを大変危惧をしております。そんなことで、ちょっと時間の関係もありますので、また御説明等の中からお答えをしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○委員長 せっかくでございますので、模型を持ってきていただいたことで、武居さん、さっき東山の処分場の計画されているところは、この中でどの位置かということが説明なかったような気がするんですが、模型で大体この位置だということをお教えいただければと思います。

○請願説明者 先ほどちょっとお話をあれしたんですけども、いわゆる国道20号のですね、東山から高ボッチに上がる道の反対側のほうの北側の斜面が、その場所でございます。そんなことですが、よろしいですか。

○委員長 そうすると大体水盆のちょうど中心くらいになるってことですね。

○請願説明者 勝弦水盆の、先ほど一番深いところは海拔のマイナス250メートルというふうにお話しさせていただきましたけれども、その真上ですね。一番深いところの真上です。ですから、先ほど大きさもお話ししましたが、諏訪湖の1.5倍という全体の面積ですけども、要は一番深いところの、いわゆる真上になっています。したがって、処分場を計画している直下が、そういう水盆の中央に来るというくらいで考えていただければいいかなというふうに思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 ほかにありますか。

○永井泰仁委員 ただいまもらった資料の中で東山地区周辺水質検査結果っていうのが出てますが、いつごろこれは採取したものか、検査結果。

○副委員長 答弁をお願いします。

○**請願説明者** どうしましょう。委員さん、これね、私が答えてもいいんですけども、塩尻市が水質調査したものですから、市からちょっと説明していただいてもよろしいでしょうかね。

○**永井泰仁委員** いいです。

○**請願説明者** いいですか。じゃあ、済みません。お願いします。

○**生活環境課長** 今、お手元にあります表のですね、上から5段目のところにサンプリング日が、最終日と書いてあります。今年度の3月17日と、②番だけは3月9日になっております。あとは3月17日のサンプリングになっています。以上です。

○**副委員長** よろしいですか。

○**永井泰仁委員** ちょっと、それじゃ市のほうで答えてくれるってことなんで聞きたいんですけども、まずこの水素イオンの濃度のpHが8.1ということですが、これはかつてトンネルの巻き立てとか、そういうことでグラウト注入をしたことが影響しているのかどうかということと、それから生物化学的酸素要求量のBODですか、バイオケミカルオキシダントか、これが2.6ということは、まだ完全な無機化をしていないということで、そうするとトンネルから出た残土ずりはそういうことはないですが、どうも諏訪湖の汚泥ではないかというふうに思うし、それからSSのサスペンデッドソリッドですが、これも9ということで、本当に細かい色素というか、こういうものが出てるし、それからこの前、何か電気伝導度のECの話は出ましたんで、非常に電気の流れやすい1つの水脈ということと、それから一番下にアンモニア、あるいは亜硝酸化合物が出ているということは、まだ完全に無機化をしていなくてですね、有機から無機物になっていく進行過程ということで、想像していくと、これはトンネルからの残土というよりも、今出てるのは、ある程度は諏訪湖の汚泥というふうに判断をしたほうがいいのか、総括的にわかっている範囲でお願いします。

○**生活環境課長** この②の事業者排水と書いてございますが、実は、今、委員さんがお話になられましたこの水質はですね、事業者が今埋め立てをしております安定型の最終処分場になるんですが、底はゴムシートが張られております。そこに降った雨が廃棄物に当たって出てくる排水の数値になっております。ですので、今の委員さんがお話になった諏訪湖のしゅんせつ土に何ら影響しない状況になっています。その中で有機物、例えばBODとか、COD、有機物がまざってはしないかということは、数値で見てみるようにですね、有機物はまだまだ廃棄物の中にあるという状況は、確認はできると思います。以上です。

○**永井泰仁委員** そうするとこれは、一応この②番のところデータは、環境基準はオーバーしていないという判断でいいわけですかね。

○**生活環境課長** 環境基準という意味から見ると何ら問題ない数値になっておりますが、今回本会議でも答弁させていただきましたけども、塩化水素イオンと電気伝導度、これも環境基準はございませんけども、ほかの測定場所に比べて高いというお話をさせてもらったとこなんです。以上です。

○**副委員長** ほかにございますか。

○**永田公由委員** 山地参事にちょっと聞きたいんだけど、この事業計画書が平成24年3月松本地方事務所に提出されたが、事業計画は受理されていないということですが、現状もそうですか。現在も。

○**生活環境課長** 実はですね、これまでも説明をさせていただきましたけども、条例に基づきますと概要説明書、それから、この次の段階で事業計画説明書というものが出されるわけなんです。事業計画説明書というのは、か

なりな詳細な構造とか、設計部分ですね、そういうものが出されることになっているんですが、それがまだ受理がされてないというのが、今の現状でございます。受理がされてない現状というのは、その事業計画説明書を受理する場合は地域の事業計画説明会、この日程をいつやるのか、どこでやるのかというものもつけた上で受理することになっているものですから、今の現状では、まだ受理されてないという状況でございます。

○永田公由委員 事業説明会をするのは、東山、柿沢、金井、勝弦にみどり湖が加わるわけですか。5地区という理解でいいわけですか。

○生活環境課長 実は概要説明会をやる前にですね、県の条例に基づく地区の説明の場所というのは、みどり湖は入ってございません。しかしながら、これまでの地区と、それから住民の皆さんとの話し合いの中では、みどり湖も任意ですね、条例とは別に事業者が説明をするということを言っておりますので、説明をするということになれば、この5地区が対象になるのではないかなというふうに予測しております。

○永田公由委員 武居委員長さんにね、ちょっとお伺いしたいんですが、ここにさまざまな理由が幾つか挙げられてますけども、この中で具体的に、例えば客観的なデータがあったりとか、化学的根拠があるとか、そういったものというのは、何かこの中にはありますか。

○副委員長 お答えをお願いします。

○請願説明者 ある部分、全くないわけではございません。私どももこの反対理由を挙げたのは、去年の8月から計画が示された後、具体的にじゃあ我々の地域にどれだけの影響があるのか、リスクがあるのかという視点で勉強をしまいいりました。その中で専門家を招いて講演会を実施いたしました。まず1点は、その施設についての全体的な勉強会、あるいは地質の関係、それから水脈と言いますか、この水量と言いますか、その関係とかですね、いろんな勉強会を開いて、その講師のいわゆる講演の内容等々を、私ども勉強しまして総合的に判断してるといことです。今後、私どもとしてですね、今、多分永田委員さんのおっしゃるのは、客観的ないわゆる所見等ですね、見識者等々の、そういうやっぱり集大的な表記のものが必要じゃないかという御意見だと思いますので、その辺は既に私どもとしては、専門技術の専門委員会を組織をしまして、1例を挙げてみますと、信大の名誉教授の肩書きの酒井先生等々をトップといたしまして、あと地質、水質の関係だとか、もろもろのそういう先生にお集まりいただいて所見を出していただくという、今、過程に入っております。以上ですが。

○永田公由委員 今、委員長言われたようにね、やはり県に対して建設を許可しないように求めるにしても、会社側に対してもそうですけども、やはりきちんとしたものがそろっていないと、ただ漠然とこうだろうとかって言うのだとうんと弱いと思うんですね、やはり。ですから、これから作業とすれば大変だとは思いますが、その辺は、これから私はやっぱりしっかり取り組んでいただかなきゃいけないと思います。

○請願説明者 はい、ありがとうございました。

○副委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 請願書の裏面の4のところに県に出してる書類の全てを提出を求めているが、一部しか提出されていないというふうに書かれているんですけども、事業者のほうは、どういう理由で出さないというふうに言われてるんでしょうか。

○請願説明者 具体的にはですね、その辺のところは確認ができておりません。私どもとしては、結局この施設を検証するについて、この資料、この資料ということで、箇条書きに挙げております。その中で出てきているも

のこともありますし、出てきていないものもあるということでございます。特に今回、私どもも再三にわたって要請をしてきたわけですが、お断りをしたいという文書が来た後ですね、その後、また再度一部出てくるというようなことで、ちょっとその辺が、私どもとしては会社の体質等についてもですね、何か本当に地域とそういうことで、いわゆる良好なそういう関係を結んでいく気があるのかどうかというところも、ちょっと疑問に出てるというような状況もあります。

○副委員長 質問等が、今、多く出ておりますけど、ほかに質問等ありましたらお願いします。よろしいですかね。

それでは、この請願についての御意見があれば、それぞれお願いをしたいと思います。

○永田公由委員 先日の議会報告会のときも130名を超える皆さんが出席をされてですね、私も非常に地元の皆さん、関心が高いということと、また、将来の生活にいかにか不安を抱いているかということ肌身で実感を感じていただきました。やはり私どもは、住民の皆さんの意見をしっかりと受けとめてですね、この請願を採択ということにしたいと思いますので、お願いをいたします。

○副委員長 ほかに。

○委員長 私はやっぱり住んでいるところがこの関係者ということもありますので、そんな目線で、ここには十分同じこと書いてありますけれども、自分たちの特に感じていることをちょっと述べさせていただきたいと思っております。先ほど武居さんの御説明の中にもありましたけれども、勝弦水盆というのは、非常に大きい水盆でありまして、その真ん中に今回計画されている処分場があるということでございますので、やっぱり何かあったときには、影響は大きい、被害は大きいというふうになると思います。そんな中で勝弦水盆の水を利用して、北小野地区は飲料水全てを賄っているわけございまして、上西条の浄水場からも送水をされておりますし、北小野地区に深井戸が4本ございまして、その4本もみんなこの水盆の中に入っているということでございますので、やっぱり何か問題があったときには、大きな地域としては問題になってしまうということだと思います。そんな中にまた、今ですね、誘致企業なんです水工場がございまして、この水を利用しているわけございまして、非常に会社のお話も聞いてもですね、おいしい水というようなことで、販売先の皆さんからもそんな評判もいただいているというようなことも聞いてるわけございまして、やはりこういうことが仮に何か被害につながるとですね、風評被害だけでは済まないというようなことございまして、そこら辺、やっぱりどうしても私どもは疑問に思っております。それとすぐ隣接が塩嶺高原の別荘地ございまして、ここへ来てる皆さんの話を聞きますと、やはり何と言ってもおいしい水だとか、おいしい空気、景観がすばらしいと、こういうようなことございまして、やっぱりここら辺が大事であるということ。それと北小野地区は少子高齢化がどんどん進んでいる地域でございますが、やはりこの、今の言ったようなことが、活性化のポイントにつながっていくんではないかと、こんなふうに思っておりますので、やっぱりこれらを今後も守っていかねばならないんではないかと。こんなふうに常々思ってるわけございまして、そんなようなことを考えると、私はこの請願に賛成をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○柴田博委員 私どもですね、これまで説明をお聞きして、経過や、それから事業者側の対応も含めてですね、やはりこの処分場についてはつくらないほうが良いというふうに思います。説明されている反対の項目についても、先ほどの永田委員のお話で、化学的な根拠みたいなものも必要だというお話ですが、それはもちろんある

にこしたことはないけれども、ここに書かれていることを読んで感覚的な問題としても、こういう地形のところ、地盤のところ、こういう処分場をつくっては危ないというのは、感覚的にもわかる問題でありますので、やっぱり市民の1人としては、こういう計画については反対をやっていったほうがいいなというふうに思いますので、採択をして意見書を上げていくべきだと思います。

○**中原巳年男委員** 私も水にかかわる問題であり、また地域の生活環境にもかかわる問題ですので、この件については、採択ということをお願いします。

○**永井泰仁委員** 現環境をこれ以上悪くしないためにですね、地元の皆さんも本当に反対をされているというこの願意をよく理解をしまして、この請願は採択することに私も賛成であります。以上。

○**副委員長** 一通り意見を伺いましたけれども、今の御意見の中では、皆さん採択ということだと思いますけれども、当委員会の審査結果は採択ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**副委員長** ありがとうございます。それでは、請願6月第2号「塩尻市東山地区管理型最終処分場計画」について建設許可をしないことを求める意見書提出につきましては、採択ということで決定をさせていただきます。

それでは、続いて意見書の内容について御意見を伺いたいと思います。それでは、意見書は配られておりますので、事務局で朗読をお願いいたします。

○**議会事務局次長** それでは、朗読をさせていただきます。「塩尻市東山地区管理型最終処分場計画」について建設許可をしないことを求める意見書について（案）塩尻市東山地区に民間企業が計画し、進められている管理型最終処分場の計画地は、傾斜地で伏流水があり、塩嶺トンネルの掘削残土や諏訪湖のしゅんせつ汚泥の搬入があり軟弱地盤である。また周辺には活断層があり、塩尻市ハザードマップに土砂災害特別警戒区域等に指定されており、立地不適地である。さらに計画地の真下には勝弦水盆が確認されており、市の水道水源の1つとして、塩尻市の水道水の約1割を供給している。また田川は信濃川水系の最上流部に当たり、塩尻市、松本市にかけての重要な広域農業用水で、不測の事態などによる下流域への汚染、風評被害など悪影響が懸念される。このようなことから、事業者の土地ありきの計画、推進は、危険な場所であることは明らかで、処分場の建設は認められない。操業中の安定型最終処分場についても、埋め立て廃棄物にアスベスト含有建材が含まれるなど、大気、水質など環境汚染、健康被害などの不安があり、会社側は環境保全協定に基づく無条件の立ち入りを拒否し、情報公開も不十分である。先人から継承してきた豊かな自然環境、水資源を損なわれることなく次世代へ引き継ぐため、信濃川水系の最上流部に位置する塩尻市は、下流域に対してもきれいな水を提供する責任を担っている。そこで、下記の点を強く要望する。1 塩尻市東山地区に計画されている民間企業の管理型最終処分場計画地は、トンネル工事の残土や諏訪湖のしゅんせつ汚泥が搬入された経過から地盤が軟弱である。さらに、活断層等による自然災害の危険性が高く、水道水源への影響等も懸念されることから、処分場の設置については立地不適地であり、事業を許可しないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

○**副委員長** ただいまの意見書の内容につきまして、御意見ありましたらお願いをいたします。

○**永田公由委員** 先ほどもちょっと山地課長のほうからあったように、まだ書類が受理されていないという段階で、ここに書かれているようにもう議会として立地不適地である、それから処分場の建設は認められない、事業を許可しないことというような、こういった断定的な文をもつての意見書というのは、対策委員会のほうで出さ

れる意見書であればいいと思いますけど、やはり議会として、今この時点で出すにはちょっと時期が尚早、早いのではないかというふうに思います。例えば、事業計画の説明会が行われて、その後県知事のほうから市長、また住民に対して意見を求めてくる機会がございます。そのときに、私ども議会がもし議会開会中でなければ、議員有志で発議して処分場の計画についての意見書を提出することは十分できますので、そのときには、それまでに環境委員会のほうできちんと精査された反対理由を出していただいでですね、その時点で、私どもが事業を許可しないように求める意見書を出すということは可能ですので、今回のこの意見書に案としていただきましたけども、私はちょっとこれ、今、議会がこれだけのものを県に対して出すというのはいかがかというふうに考えますが、ほかの皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

○副委員長 ただいまの永田委員の御意見に対して、皆さんから御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

○柴田博委員 そういうことであれば、どんな文面にするかというのが問題になると思いますので、もし永田委員のほうで用意されているのがあるなら読ませていただければと思いますけど。

○永田公由委員 それじゃ、用意してありますので。

○副委員長 じゃあ、意見書の案の配付をお願いします。よろしいですか。それでは、永田委員から説明をお願いします。

○永田公由委員 それでは、私のほうで修正と言いますか、ちょっと内容的に変わってますけども読ませていただきます。

「塩尻東山地区管理型最終処分場建設計画」に関する意見書案。株式会社信州タケエイが計画している管理型最終処分場の計画予定地は、過去において塩嶺トンネルの残土30万立法、諏訪湖のしゅんせつ汚泥11,000立方が搬入されており、軟弱な地盤であると考えられる。周辺は本市の土砂災害特別警戒区域に指定されております。また、中央構造線と糸魚川静岡構造線の交わる付近に位置し、みどり湖断層など幾つかの断層が確認をされております。さらに計画地の真下には勝弦水盆が確認されており、本市の水道水源の1つとして塩尻市の水道水の約1割を供給しております。近くを流れる田川は、信濃川水系の最上流部に当たり、塩尻市、松本市にかけての重要な広域農業用水であり、不測の事態による下流域への汚染などの影響が懸念されるところであります。加えて操業中の安定型最終処分場についても、埋め立て廃棄物にアスベスト含有建材が含まれており、周辺住民からは、大気、水質などの環境汚染による健康被害を心配する声が数多く寄せられております。また、会社側は環境保全協定に基づく無条件の立ち入りを拒否し、情報公開も十分とは言えません。上記のように計画地は、さまざまなリスクを抱えており決して安全な場所とは言えません。こうした状況を踏まえ、地元の塩尻東地区全13区と北小野振興会は、住民が将来にわたり安全で安心して生活できる環境を守るため、管理型最終処分場計画に反対する決議を行い、計画の取り下げを求めることを確認しております。よって貴職におかれましては、地元住民の意向を十分にしんしゃくされるとともに、計画に対する反対決議を重く受けとめていただき、住民の皆さんが将来にわたり安心して生活できるよう、慎重に対応していただくことを強く要望いたします。塩尻市議会。以上であります。

○副委員長 ありがとうございます。今、朗読いただいた内容について御意見がありましたらお願いいたします。

○永井泰仁委員 議会として提出する意見書ということでありまして、いわゆる1つの反対と言いますか、運動体の皆さんとはですね、また違った意味での中立公正な面も含めながらということで、先ほどのほうの原案と比べますと若干なるい部分も出てきてますが、さりとてこれ非常に強く出してもいいかという、タイミング的には、先ほどの話にもあったようにまだまだこれからの展開の部分も出てくるんで、私はおおむねとしては、これでいいのではないかと思いますし、立地不適地というようなのもうちょっと強く本当なら入れてもいいかなと思いますが、9割方ほぼこのくらいの表現で、現時点で議会としては、知事のほうへ上げていくということではないかというふうに私は思います。以上です。

○副委員長 ありがとうございます。ほかにありましたらお願いします。

○中原巳年男委員 先ほど永田委員が言われたとおりで、やはりその時期が来れば、こういった対策委員会のほうから出てきているような形の意見書についても、議会としても検討していかなきやいけないと思うんですが、今の段階では内容的に見て、地盤が軟弱であるということ、それから幾つかの断層があるということ、塩尻市の大切な水源になっているということと、それから信濃川の最上流部だというようなこと等々も考えれば、今、永田委員のほうから出された案でいいんじゃないかと思えます。

○柴田博委員 大体同じですけども、一番最後のところ、もう少し強い言葉にならないかなという思いがありますが、この段階で、このくらいでしょうがないということであれば、やむを得ないかなというふうには思います。

○議長 ちょっと永田委員に教えてほしいんですが、1つに最後の慎重に対応していただくことを強く要望するという部分で、例えばどのような対応を期待をして、こういう文言になっているのか、もしその背景があれば、説明をしていただきたい。

それからもう1点、この今の対策委員会のほうで計画の取り下げを求めることを確認をしたということですが、会社側に対するアクションとすれば、今日までの中でどんな形のものをしてきたのか。このそれぞれ2点を教えていただければ。

○永田公由委員 この慎重に対応ということはですね、実は私どもは牧野のときもですね、こういった意見書を上げていただいたときに、やはりあれだけ法律違反があっても議会とすれば、事業を認可するとか、差しとめろというように強い表現がやはり当時も使えないということで、慎重な対応ということは、当初私は、これ善処というふうに、よい方向にというような考えだったんですけども、地元の金子議員のほうからですね、こういったあれにさせていただけたらというようなアドバイスもいただきまして、こういう言葉にしたんですけども、やはり県が地元のことをよく理解をしていただくこと、それから現場を十分見ていただいてですね、しっかりと自分たちの目でこういうふうに確認をしていただくと、そういった意味も含めて、こういった慎重に対応という言葉にさせていただきました。

それから、計画の取り下げを求めることを確認というのは、これは対策委員会のほうからいただいた資料の中にありますので、あとは委員長さんのほうからもしあれば、今、議長さんが言われたように会社への対応というようなことで。

○請願説明者 それでは、お答えをいたします。お手元へ資料として配付させていただいております東山地区管理型最終処分場計画の反対と安定型最終処分場への無条件立ち入りを求める決議書というのをお配りをしてありますけども、このことは13区の区総会、あるいは北小野地区の振興会等で、それぞれ決議をし、地区としてこ



れを再度全体で反対決議をしたわけでございます。したがって、この内容については、先に株式会社信州タケエイとそれからタケエイの本社に対して、私どもはこの決議をしたので2点について回答を求めました。それで、まず1点については、計画の取り下げでございます。これは決議の内容をもってですね、理由づけとしているわけでございますけれども、こんなことで私どもは会社に対して計画の取り下げを求めるということが1点。

それともう1点は、安定型施設に対して無条件の立ち入りを求める通知をいたしました。この要望書については、10日をいわゆる回答期限といたしまして、その回答を求めたということでございます。まだ10日になっておりませんので、どういう回答が来るのかということをお私どもとしては期待をして待っているわけでございます。以上ですが。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 先日塩尻東地区で議会報告会が開催されておりまして、地元の皆さんの意見を議員さん、それぞれ聞いていただいたわけですが、やっぱり地元の皆さんは、非常に心配だということ、不安であるというようなことを言ってるわけですが、これは皆様も御承知のことと思うわけですが、その中で意見書につきましては、地元の意思をできるだけ記入していただけるようお願いしたいなど、こんなふうに思っております。以上です。

○副委員長 それでは、若干御意見等もございましたが、基本的には、この案を基本としていくということ。そして、もし細かな点で調整部分があれば、正副委員長にお任せをいただければありがたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長 それでは、お任せをいただきたいと思います。

○永田公由委員 いいですか、ちょっと。これが22日の本会議で採択された後、県へ進達をするわけですけども、今までですとこういったものは郵送で県の担当課のほうへ送っていたんですけど、やはり地元の意向を県に反映させるためには、わたしは議長と総務生活委員長とそれから地元の金子議員と3人が、直接県庁の生活環境部へ出向いていただいて、課長なり、部長なりに直接に渡していただくということが、やっぱり一番の力になると思いますので、委員長のほうでそんなお取り計らいをしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。委員会として議長に申し入れていただきたいと思います。

○副委員長 この意見書等については、郵送ではなくて直接持参して、お話も含めながら持っていくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永井泰仁委員 それで、提出先は知事と、何か県議会というような当初の声は聞いてたんですが、これはやっぱり行政の長ですから、知事に対して提出をしっかりとっていくということでもいいと思いますが、どうでしょうか。確認しておいてください。

○副委員長 1点整理させていただきますが、じゃあこの提出については持参とさせていただくということにさせていただきます。今の提出先については、県知事と議会というふうにあります。県知事だけではどうかという御意見でありますけれども、ほかに皆さんの御意見ありましたら、お願いいたします。

○永田公由委員 やはり条例ですとか、補助金の申請ですとか、法律をどうとっていつときには、議会にも必

要だと思えますけれども、やはり今回の場合は許認可の関係になりますので県知事でいいと思えますし、もし県議会のほうへ出すとすれば、また違った形の意見書を出さないといけないと思えますので、その辺は再度議会に出すということになれば、この場で検討したらと思えます。もしできればね、私は地元の対策委員会なり、東の区長会なりが県議員を紹介議員として、直接県議会のほうへ出していただいて、県知事に意見書を上げていただいたほうが効果は高いと思えますが、今回については県知事でいいと思えます。

○議長 今のこの段階だけだと、議会と県との関係だけになっていますが、今、永田委員も一部触れられましたけれども、地元には2人の県議員がいるんで、この県議員が全然かかわっていないというような状況をつくるのは、私はあまり感心をしないと思うんで、今、永田委員の言ったことも含めてもう少し検討をして対応をしていくということ、私とすればお願いをしたいと、こういうことです。

○副委員長 わかりました。それでは、まず提出先の県知事へということで、ほかに御異論がありましたらお願いしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長 それでは、これを進める上に当たりましては、また県議等の協力を得ながら進めていくということをお願いしたいと思います。ほかに、全体を通じて御意見等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長 それでは、塩尻東地区環境対策委員会からの請願については、以上をもって終了をさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 陳情6月第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情

○委員長 次に、陳情の審査を行います。当委員会に回付されました陳情6月第1号につきまして、審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の方より御質問、御意見ございますでしょうか。

○柴田博委員 初めから意見でいいですか。

○委員長 そうですね、これを別にしたほうがいいですかね。

〔「いい」の声あり〕

○委員長 いいですか。では、一緒をお願いします。

○柴田博委員 私は、災害等が起きたときのために新しく法律をつくってもらいたいという陳情のようだけれども、実際に今まででも災害が起きたときには、今ある法律で十分対処できているわけです。かえって、このような法律をつくることによって、別の意味で危険なことが発生するというふうに思っています。例えば、今、自民党でも安倍首相が盛んに憲法改正って言っていますけれども、自民党は何年か前に憲法の改正案を出していました、その中にここに書かれているようなことをやっぱり書いています。それを読ませていただくと、こういう法律をつくったり、もしくは憲法にそういうことを書き加えたりってすることの結果としてですね、今、本当にそのことのために、そのときの内閣の思いによって、言ってみれば戒厳令みたいな状態をつくり出すことが可能に

なってしまうということで、基本的な人権も制限されるし、それから国民がそのときの内閣の指示に従わなくてはならないというようなことまで書かれていますので、そういうことのほうの弊害のほうがよっぽど大きいと思います。ちょっとこういう陳情が出ていたんで、今の憲法が決められるときの議論をちょっと調べてみたんですけども、確かに今の憲法の中にそういう条項は入っていないんですが、それは抜け落ちているわけではなくて議論の結果あえて入れなかったということのようです。それも今出ている自民党の憲法改正案にあるようなことを危惧していて、そのときの国民の基本的な人権を制限したりするっていうことのほうが余計危ないということで、あえて憲法には入れてないというふうに書かれていました。そういうことから言ってですね、今回、なぜ塩尻市議会にこういう陳情が来たのかわかりません。どういう団体が陳情を出しているのかも、ちょっと私はわかりませんが、今の段階で、この陳情を採択すべきではないと思いますので、不採択ということで処理をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 この緊急事態法の必要性でございますが、これは平成16年のときにですね、東日本大震災とか、いろいろな災害とか、いろんなことが勃発をしてくまして、当時の民主、自民、公明の3党合意ということで、緊急事態基本法の制定ということで合意はされていますが、今日までこのままできているというのが実態でございます。そうした中で、国民保護法というのがございますが、これは有事の場合のみの適用ということでありますし、また災害対策基本法は自治体に決定権ということで、早く言えば県知事であります。首相に絶対的なそういう指揮権というものが、今、ないということの中で、いわゆる自衛隊の出動だとか、避難指示だとか、避難の勧告というものがですね、これはやはり周知徹底する。しかも72時間が生命の本当に助かるか助からないかの限界になるということの中で、いわゆるマルチハザードということで、大地震とか、津波とか、大噴火、そして大洪水と、それから原発事故、それから化学兵器、テロ攻撃とかですね、サイバーテロとか、そういったものを想定した場合には、首相の官邸が一貫した指揮と統制下のもとでですね、各省庁が即事動くというような、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、救急医療班等々ですね、こういった形のことを考えますと、やはり緊急事態基本法ということで首相がトップで取り組まなければならないし、それから災害範囲もですね、大きな規模になってまいりまして、1つの県だけじゃなくて2つの県をまたぐというような、最近大規模な傾向が出てきているということの中で、私はこの緊急事態基本法の制定は賛成であります。

それともう1点ですね、他市の状況というのはどんなふうな状況か、事務局かどこかでわかったらちょっと調べてあったらお願いしたいです。

○委員長 事務局わかります。

○議会事務局次長 他市の状況でございますが、本市除きまして7市に提出されて受理をされております。これまでのところ、採択が2市、継続審査1市、審査前4市、以上でございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 私は、これね、ちょっと今、柴田委員や永井委員の意見聞いて、ちょっと理解ができないんですけども、要はまだ国にしても、国会にしても、政府にしても、そうなんだけど、いわゆる何も出てきてないわけですよ、基本的には。何もないものに対して、うちの議会が早くつくりなさいよっていうね、いわゆる根拠みたいなものが、私はちょっとないような気がするんで、これは継続にさせていただいて、参議院選挙もありますし、

それから動きも出てくるもので、当面継続ということでお願いができたらと思いますけども。

○**委員長** 今、継続という御意見が出ましたけれども、継続について採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、継続に賛成の皆様の挙手をお願いいたします。

〔「挙手多数」〕

○**委員長** 3人、ありがとうございました。それでは、そういうことで挙手多数ということでございますので、継続ということで、本陳情につきましては、そういうことに決させていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきましては、審査を終了といたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管する各部課等において、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長** それじゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** じゃあ、異議なしと認め、そのように議長に申し入れをいたします。

ここで、理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 慎重に御審査をいただきまして、提出をいたしました全ての議案に対して、承認すべきという御意見を賜りました。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして、6月定例会総務生活委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

平成28年6月17日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印